

熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/08/07)

○7月30日コメント

第3次設工認（第2回補正及び第3回補正）事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-1	<p>【共通部分の再確認（追加連絡）】</p> <p>・(2) 新規制基準に係る最後の設工認申請において、加工事業変更許可申請書に基づく設計として、申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器に求められる安全機能を申請したことを示せるよう管理すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>分割申請する設工認申請書には、設工認申請書ごとに「加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況」（第3次設工認の場合は添付書類1の添1表2（P352～P412））を添付し、申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器の申請状況を管理する。また、当該施設に求められる安全機能は当該設工認申請書の仕様表に記載し、当該設工認申請書では適合性確認できずに残る安全機能は当該仕様表の別表に記載することにより、最後の設工認申請までに全ての安全機能を網羅できるように管理する。この管理状況は、設工認申請書ごとに「本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果」（第3次設工認の場合は添付書類2の添2表1-1（P435～P437））及び「本申請書の対象とする施設に係る加工施設の技術基準に関する規則への適合性確認結果（適合性確認完了時）」（第3次設工認の場合は添付書類2の添2参考資料1（P534～P536））を添付し一覧できるようにしている。</p>	—	
5-2	<p>【附属書類4 外部火災・爆発による損傷の防止に関する説明書】</p> <p>・(4-61)(4-62)の回答で、火災影響評価の計算で、事業許可で示した計算書を適正化したとの説明があったが、本申請ではこちらから指摘をして内容の説明を受けたので良いが、今後の申請においては、事業者から説明した上で、必要なものについて申請書で明確にすること。</p>	<p>拝承。</p> <p>事業変更許可申請書からの変更については、添1参考資料2等で明確にしている。また、これらの変更が事業変更許可申請書で示した基本方針に副ったものであることを示している。今後の申請においては、ご指摘のとおり申請時に変更点を明確にする。</p>	—	

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-3	【令和2年6月23日付け補正に係る事実確認事項（品質管理関係の確認）】(4-65) P555～ ・品質管理に係る事業許可の変更届を踏まえて、品質保証計画書が改訂されているが、保安規定は変更されていない。現行保安規定と齟齬はないか。	新検査制度として新たに追加された品質保証計画書の改訂内容は、現行の保安規定に基づく品質保証計画書の下部規程に展開するものであり、現行保安規定と齟齬を生じない改訂内容である。	—	
5-4	・例えば、QAP5.5.1で規定する保安規定第16条の組織（図3）、責任・権限は、現行保安規定の内容に沿ったものか。	QAP5.5.1で規定する保安規定第16条の組織（図3）、責任・権限は、現行保安規定の内容に沿ったものである。	—	
5-5	・品質管理基準規則解釈第34条で示されている一般産業用工業品が調達物品等の要求事項に適合していることを確認する方法を規定した基準及び管理方法について説明すること。	基準及び関連標準は、添付書類3の「設計、工事及び検査の業務フロー」の表形式において、「実施内容（設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画）」の欄の中で「関連する社内手順」に挙げた「調達管理基準（基保-022）」及び「調達管理要領（要保-095）」が該当する。これらの文書において規定する管理方法のグレードとして、品質管理基準規則解釈第34条で示されている一般産業用工業品はグレードCに相当するものであり、調達物品等の使用までの間の適切な管理方法を定めることとしている。	—	
5-6	(4-103) 表3-1-1-4の南北方向の保有水平耐力が補正前から変更になっている理由を説明すること。	第1加工棟は、  間が部分的に鉄筋コンクリート2階建てとなっており、両階の保有水平耐力を計算している。一方、竜巻荷重と保有水平耐力を比較する際には、建物全体としての総保有水平耐力の合計と比較を行うが、当該RC2階建て部分の両方を合計に加えるのは保守的ではないため、保有水平耐力が小さい2階だけを合計に加えて  としていた。 第3回目の補正において、建物が倒壊に至る本来の意味での保有水平耐力については、1階が層崩壊となった場合が妥当だと考え、2階の保有水平耐力を合計値から引き、1階の保有水平耐力を合計に加えたことから、その差分である約  程度が増加している。	—	
5-7	●粉末・ペレット貯蔵容器I型に係る核燃料物質の臨界防止について ・単一ユニットの核的制限値は既認可から変更がないのか、新たに設定するものか、見直しするものかが申請書で読み取れないので、説明すること。今後の申請においては、申請書において明確にすること。	粉末・ペレット貯蔵容器I型の臨界防止の単一ユニット及び複数ユニットについて、臨界安全評価は既認可からの変更はない。	—	

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-8	・「核燃料物質の臨界防止」については、新規制基準で技術基準の要求内容に変更がないことから、設備・機器の改造や核的制限値の見直しが必要であれば変更が生じるものではないので、既認可から変更がないのであれば、申請書において変更がないことをトレースできるよう、既認可の認可番号を記載するなどして、明確にすること。	粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型は改造や核的制限値の見直しがなく、変更が生じるものではない。当該設備に係る単一ユニット及び複数ユニットの既認可番号は、いずれも平成17・04・28原第6号である。	—	
5-9	・複数ユニットについては、第二領域については次回以降申請で適合性の確認をするもの、第2-1領域については第1次設工認申請で審査済みであることから、本申請で審査するものはないということで良いか。本申請の審査対象がないのであれば、申請書において明確にすること。	複数ユニットのうち、第二領域については別表へ-3-2-2において次回以降申請で適合性の確認をするものであることを明確にしている。また、第2-1領域については第1次設工認申請で審査済みであることから、本申請での審査対象ではない。	—	
5-10	●建物・構築物の地盤・耐震関係 ・(P637) 防護壁における耐震、竜巻の影響評価において杭の固定度を1.0として評価していることから杭頭に曲げモーメントが生じるので、基礎板の断面算定結果への影響を説明すること。	基礎スラブについては杭頭固定（杭の曲げ戻しを考慮）とした場合と、杭頭ピンとした場合の両方で評価を行い、厳しい方を記載している。 ＜F3 竜巻時の基礎スラブの検定比＞ 杭頭ピンとした場合  (曲げ) 杭頭固定とした場合  (曲げ)	—	
5-11	・(P22) 技術基準に基づく外部衝撃による損傷防止の仕様として、旧前室の撤去を記載しているが、どのような考え方で整理しているのか。	第1加工棟の北側前室撤去は、事業許可に示した第1加工棟の耐竜巻補強の一環であり竜巻に耐える設計でない2つの前室部分が、第1加工棟本体に影響を及ぼすおそれがないようにするため詳細設計でこの2つの前室を撤去することになったものである。	—	
5-12	・(P21) 第1加工棟においてもスクリーパイルEAZETの増設があるが、高止まりは問題ないか。	こちらについては、支持層までの間に高止まりが危惧されるような締った層厚の厚い粘土層が存在しないため、施工可能であると考えている。	—	

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-13	<p>●附属書類 7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書関係 (P755～)</p> <p>・添 1 参考資料 2 (P429) で、加工事業変更許可申請書で第 1 加工棟の最大保管廃棄能力を小さくしているが、「附属書類 7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書」(755～) では、ガンマ線源について加工事業変更許可申請書に示した最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄するものとした計算モデルから変更ないと説明している。本申請で認可を受けようとするモデルのガンマ線源 (最大保管廃棄能力) をどのように設定したのか説明すること。今後申請予定の核燃料物質の貯蔵施設についても、許可の評価から最大貯蔵量を変更する予定がある場合の遮蔽計算の取扱について説明すること。</p>	<p>本申請において、建物 (柱梁) の改造によって、貯蔵施設及び貯蔵容器の保管廃棄能力の変更があり、最大保管廃棄能力は加工事業変更許可申請書で示した能力より減少しているが、被ばく評価におけるガンマ線源は加工事業変更許可申請書に示した最大保管廃棄能力としており変更はない。</p> <p>また、核燃料物質の貯蔵施設についても、同様に加工事業変更許可申請書に示した最大貯蔵能力の値をガンマ線源としている。</p>	—	
5-14	<p>・(757)「附属書類 7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書」の (3) 計算モデルでは、線量の算出地点を 13 地点と説明しているが、図 7-1 では、15 箇所となっている。実際の計算モデルがどのようなになっているのか説明すること。</p>	<p>周辺監視区域境界における実効線量の評価地点は、図 7-1 に示す 15 地点で実施しており、事業変更許可申請書 (頁 6-13 添 6 ロ (二) の第 6 図) での評価と同じである。</p>	—	
5-15	<p>●添 2 表 1-3-1 第 1 加工棟の各部位が有する安全機能 (P450～)</p> <p>・表中の各部位について、主要部材 (厚さ) の公称値*を、どこに記載しているのか説明すること。</p> <p>※発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを参考に記載すること。</p>	<p>ガイドに基づき、主要部材 (厚さ) の公称値及び安全機能を有する部位の性能が技術基準規則に適合することを確認した値 (設計確認値) の両方を申請書に記載している。</p> <p>主要部材 (厚さ) の公称値は、本文仕様表に紐づけた図中に記載しており、設計確認値としての厚さは添 2 表 1-3-1 に整理し記載している</p>	—	